

建設リサイクル制度に係る論点(案)及び今後の方向性(案)

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	現状認識 (青字:参考資料 関連ページ)	論点(案)	今後の方向性(案)
I)建設リサイクルの促進						
◎	△	(1)分別解体	①対象建設工事の規模基準について	<p>■全工事件数に占める対象建設工事件数の割合(推計) [P5~8]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物解体:件数で71%、廃棄物排出量で94%をカバー 建築物新築・増築:件数で5%、廃棄物排出量で52%をカバー 建築物修繕・模様替:件数で0.2%をカバー(金額ベースでは11%をカバー) その他工作物:廃棄物排出量で95%をカバー <p>■対象建設工事の届出・通知率(推計) [P13]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物解体:約70% 建築物新築・増築及び修繕・模様替:約80% その他工作物:約90% <p>※条例により基準上乗せを実施している自治体は無し。</p>	<p>・現行の対象規模基準を引き下げる必要はあるか。</p> <p>(1)建築物解体 (2)建築物新築 (3)建築物修繕・模様替 (4)その他工作物</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、法の手続きに基づき把握できる廃棄物量カバー率を向上する必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模基準の引き下げについては賛成・反対に意見が分かれている。 届出の充実等の制度監視の仕組みを検討すべきとの意見もある。 不適正処理と工事規模の関係については明確でなく、実態の把握が必要である。 規模基準の引き下げに伴う行政事務負担増について考慮する必要がある。 廃棄物が少量となる小規模工事における、効率的な分別、収集・運搬の仕組みを検討する必要がある。 (1)建築物解体について:約7割に留まっている届出・通知率を向上させる方策が必要である。 (2)建築物新築及び(3)建築物修繕・模様替:規模基準が大きすぎるとの意見があり、建築物解体に比べ廃棄物が少量であることに留意しつつ検討する必要がある。 (4)その他工作物:届出・通知率(約9割)の一層の向上を図る方策が必要がある。
			②分別解体等に係る施工方法に関する基準について	<p>・現行基準は一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して定められている。[P16]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物解体における建築設備、内装材その他の建築物の部分及び屋根ふき材の取り外しは手作業によらなければならない。 ただし書きにより、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が明確でない。[P21] 	<p>・分別解体等に係る施工方法に関する基準について見直しは必要か。</p> <p>(1)分別解体等に係る施工方法に関して、ただし書き規定(機械施工等)の適用対象の明確化は必要か。 (2)その他</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、分別解体等の施工が適正な方法で行われることが重要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別解体に係る施工技術の動向等を踏まえつつ、施工方法に関する基準について検討する必要がある。 機械施工に対応可能なケースについて、基準を明確にする必要がある。その際、適正な機械施工と称したミンチ解体が行われないよう留意する必要がある。
			③特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて	<p>・分別解体等に係る施工方法に関する基準には、特定建設資材の適正な分別解体等の確保の観点から、吹付け石綿その他の特定建設資材への付着物について事前調査、事前除去に関する規定がある。[P22]</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別解体等の最中に特定建設資材と混合することで、特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物がある(有害物質含有建材や廃石膏ボード等)。[P22~26] 	<p>・分別解体等時における廃石膏ボードの特定建設資材からの分離・分別を義務付ける必要はあるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。</p> <p>・分別解体等時における有害物質含有建材の取扱いを規定する必要があるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設資材のリサイクル促進及び廃石膏ボードの適正処理の徹底を図るため、分別解体時における廃石膏ボードの特定建設資材への付着や混入を防止する必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石膏ボードは解体時に分別させるべきとの意見がある。 特定建設資材のリサイクル促進及び廃石膏ボードの適正処理の徹底に加え、廃石膏ボード自体のリサイクル促進の観点からも、廃石膏ボードの現場分別の必要性について検討する必要がある。 石膏ボードと有害物質を同一視すべきでないとの意見もある。 <p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設資材のリサイクル促進を図るために、分別解体時における有害物質含有建材等の適正処理について徹底する必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質に係る事前届出内容の充実に関する意見や、他法令を含めた横断的整理が必要との意見がある。 分別解体時における有害物質含有建材等の適正処理に関しては、現場作業者の健康保護、生活環境の保全、廃棄物の適正処分などは、すでに関係法令で具体的な規定が設けられていることを踏まえ、追加の措置が必要かどうか、検討する必要がある。
			④対象建設工事の事前届出・通知について	<p>■事前届出 [P27]</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出主体:対象建設工事の発注者及び自主施工者 届出先・届出期限:都道府県知事、工事着手7日前まで(変更届も含めて) 届出内容:①建築物等の構造 ②特定建設資材の種類 ③工事着手時期・工程 ④分別解体等計画 ⑤建設資材の量の見込み ⑥その他(代表者氏名等) 届出内容が基準に適合しない場合は、受理日から7日以内に変更命令を行い得る。 <p>■事前通知 [P27]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の機関又は地方公共団体は、届出により逐一審査する必要があることから、届出に代えて事前通知を行う。 通知先・通知期限:都道府県知事、工事着手前 通知内容:法での規定は無し 	<p>・事前届出・通知の内容について見直しは必要か。</p> <p>・事前届出・通知の手続について見直しは必要か。</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、事前届出・通知において、発注者が承知すべき事項、行政が状況把握すべき事項について記載される必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出等内容について充実を図るべきとの意見がある一方で、届出の複雑化は発注者及び行政の負担増につながるとの意見もある。 届出等内容については、発注者及び行政の負担増に十分配慮しつつ、充実が必要な情報について検討するとともに、作業負担軽減のための効率化についても検討する必要がある。 <p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の分別解体等の履行確保を図るためには、行政が事前届出等の内容について審査を行うために必要な最低限の日数が確保される必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前届出の時期について直前まで可能とすべきとの意見がある。 行政による届出内容のチェックや現地パトロール等に係る調整等にかかる日数を考慮して検討する必要がある。
			⑤解体工事業の登録制度について	<p>■解体工事業を営む際の許可・登録制度 [P29~31]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法による許可業者(建築工事業:約19万社、土工事業:約16万社、とび・土工事業:約16万社) 建設リサイクル法による登録業者(建設業許可業者は登録不要)(登録制度の趣旨:建設業許可の対象でない小規模の解体工事業業者すべてに最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図る) <p>■解体工事業登録の状況 [P29,31]</p> <ul style="list-style-type: none"> 7,749業者(H19.5現在) 	<p>・解体工事業登録の登録制度について見直しは必要か。</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事業の登録制度においては、建設業法の許可が不要な小規模業者について、最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図ることが必要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録制度において欠格要件がないのは問題であるという意見や、解体業の確立が必要といった意見がある。 適正な解体工事に必要とされる技術の専門性、高度性や資質等について、建設業の他業種との比較を行いつつ検討すべきである。

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	現状認識 (青字:参考資料 関連ページ)	論点(案)	今後の方向性(案)
◎	△	(1)分別解体	⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化について	<ul style="list-style-type: none"> 分別解体等の適正実施確保のため、発注者と元請業者、元請業者と下請業者のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する必要が適正に支払われる必要があることから、以下の規定を設けている。 ■対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項 [P32] ・分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用 等 ■対象建設工事の届出に係る事項の説明等 [P32] ・元請業者→発注者(書面による説明) ・元請業者→下請業者(告知) 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者・元請間の説明・契約等に関する規定について見直しは必要か。 元請・下請間の告知・契約等に関する規定について見直しは必要か。 	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、発注者が建設リサイクルや適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担することが重要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象建設工事の契約時に、元請業者は発注者に対し、分別解体、再資源化及び適正処理等の内容及び費用の内訳を明示し、適正な費用負担に対する発注者の意識、理解の向上を図る必要があるのではないかと意見がある。 一般市民を含めた全ての関係者に対し、適正な費用負担に対する理解が深まる方策について検討する必要がある。 <p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、元請業者及び下請業者の双方が建設リサイクルや適正処理に対する理解を深め、適正な費用で契約することが重要であり、適正な費用負担に対する理解が深まるよう、より一層の情報提供、啓発について検討が必要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請業者から下請業者への告知を書面で行うべきとの意見がある。 下請業者は発注者とは異なり建設業を営む者であり、一定の専門知識や技術を有していることに考慮しつつ検討する必要がある。
◎		(2)再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	<p><特定建設資材></p> <ul style="list-style-type: none"> (コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト) ・再資源化率はH17目標を達成。[P34] ・再資源化施設は概ね全国に分布。施設数も増加。[P36~37] ・建設廃棄物排出量の約8割を占めている。[P2] <p><その他の建設資材> [P39~43]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量が比較的多いのは建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石膏ボード。 ・建設汚泥の再資源化等率、建設混合廃棄物の削減率はH17目標を達成。 ・建設汚泥、廃石膏ボード等は再資源化施設の数が少なく、地域に偏り。リサイクル体制が未確立(コスト、技術、再生用途の受け皿等) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の特定建設資材4品目(Co、Co及び鉄、木材、As)の指定を継続するか。 特定建設資材に追加することが適当な品目はあるか。 <p>(1) 廃石膏ボード (2) 建設汚泥 (3) その他</p>	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、建設廃棄物の8割を占める特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の徹底が重要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各品目のH17再資源化等率は91~98%と目標を達成しており、再資源化施設も全国に分布し施設数も増加していること等を踏まえ、品目指定の継続について検討する必要がある。 <p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るために、特定建設資材の品目追加の必要性について検討する必要がある。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後解体系の排出量が増加する廃石膏ボードについて、リサイクルが進んでいる新築系に限り品目追加してはどうかという意見がある一方で、リサイクル体制や技術開発が未確立であること等の課題を踏まえて検討すべきとの意見もある。 建設汚泥については、残土の扱いも含めて再資源化等を法で規定できないかとの意見がある一方、残土は建設リサイクル法の枠外でないかとの意見もある。 特定建設資材の品目追加の検討にあたっては、再資源化による寄与の大きさと技術面、コスト面等の課題を勘案し検討する必要がある。
			②再資源化等完了後の報告について	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者は再資源化等の完了時に、発注者に書面報告する必要がある。[P48] 適正な再資源化等が行われなかった場合には発注者から行政へ申告可能であるが、適用事例は1件のみであり、行政は再資源化の完了状況を把握できていない。[P48] 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が再資源化の状況を把握するため、元請業者に行政への完了報告を義務付ける必要はあるか。 	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るために、元請業者から費用の負担者である発注者へ完了報告が確実になされ、また、適正な再資源化等が行われなかった場合は行政がその状況を把握できることが重要である。 <p>【今後の検討課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者から行政への申告事例は1件のみに留まっていることから、再資源化の確認、申告を発注者に委ねるのは難しいこと等から、元請業者から行政への完了報告や申告を義務化してはどうかとの意見がある。また、完了時のみならず、廃棄物の流れについて行政を含む関係者がリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みを検討すべきとの意見がある。 検討にあたっては、関係者や行政の作業事務負担が過度なものとならないよう配慮する必要がある。
△	◎	(3)縮減	①木材の縮減の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材については工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合等に限り例外的に「縮減(単純焼却)」を認めているが、施設の立地が進み、縮減が認められている地域はほぼ解消されている。[P37,54] しかし、木材の再資源化率は約7割に留まり、約2割が「縮減」されている。また、縮減割合については地域差がある。[P54] バイオマス発電によるサーマルリサイクルの進展に伴い、木材チップ需要が大きく変化している。[P55~56] <p>※条例により基準上乗せを実施している自治体は無し。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 木材の再資源化を徹底させるために、縮減規定を見直す必要があるか。 	<p>【基本的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材のリサイクルの一層の促進を図るためには、縮減と称した安易な焼却を防止する必要がある。また、地球温暖化防止の観点からも木材縮減の抑制は重要である。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮減は特別な理由がない限り認めるべきでないとの意見がある一方で、周辺に再資源化施設がなければ縮減はやむを得ない、木材チップの需要の少ない地域では再資源化を受け入れてもらえないケースがある等の意見もある。 現状の縮減規定においては、離島等一部地域を除き縮減が実質的に認められていないにもかかわらず、H17調査では依然として縮減が多くなされていること、近年のサーマルリサイクル需要の拡大により縮減状況が変化している可能性があることから、木材の縮減実態及びその要因について分析した上で、縮減防止策について検討する必要がある。

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	現状認識 (青字:参考資料 関連ページ)	論点(案)	今後の方向性(案)
II)建設廃棄物適正処理の徹底						
	◎	(1)適正処理	①不適正処理が発生するメカニズムについて ②不適正処理の防止策について	・自社処理、有価物と称した不適正処理の量が多い。 ・排出事業者、無許可業者による不法投棄が多い。[P59~60] ・不法投棄の未然防止対策として、 ・処理事業者の優良化 ・排出事業者責任の強化 ・不法投棄の罰則強化 ・適正な施設の確保 ・監視の強化 を図っている。[P61]	・自社処理と称した不適正処理、無許可業者による処理を防止するための方策は何か。 ・不適正処理を防止するために必要な対策は何か。	【基本的な方向性】 ・自社処理における適正な再資源化処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが重要である。 【今後の検討課題等】 ・自社処理と称した不適正処理が多いとする委員意見やデータがある。 ・自社処理等の状況を的確に把握し、適切な対応を検討する必要がある。 【基本的な方向性】 ・建設廃棄物の不適正処理を防止するため、不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速に把握し、監視の強化、対応の迅速化を図る必要がある。 【今後の検討課題等】 ・廃棄物の流れについて行政を含む関係者がリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みを検討すべきとの意見がある。 ・検討にあたっては、関係者や行政の作業事務負担が過度なものにならないよう配慮する必要がある。
○	◎	(2)取り締まり	①パトロール等の実効性向上について ②状況把握の強化について ③行政における情報共有等の連携強化について	・建設リサイクル法に基づく助言、勧告、罰則適用の件数は少数に留まっている。[P62,63] ・パトロール延べ時間は減少傾向にある。[P62,64] ・都道府県等の独自の取組として、建設リサイクル法の届出時に「届出済シール」を交付し、工事現場に掲示する標識に貼付するよう指導しており、工事現場で届出済かどうかを確認できるようにしているところがある。[P67] ※全域実施:23都道府県、一部実施:7府県(H18.7現在) ・一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県に代わり分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。 ・分別解体等に係る事務を行う部局(建設部局)は市町村で、再資源化等に係る事務を行う部局(環境部局)は都道府県であるケースが見受けられる。 ・届出情報等について、建設部局・環境部局間の情報共有が十分にされていないケースが見受けられる。[P68]	・建設リサイクル法の実効性を高めるためには、行政によるパトロールの充実が必要ではないか。 ・行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況把握を行うための方策は何か。 ・行政(建設部局・環境部局)における情報共有等の連携強化が必要ではないか。	【基本的な方向性】 ・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、届出等の手続の充実に加え、行政パトロール等の充実により不法事例の摘発を強化することで、関係者の法令遵守に対する意識の向上を図ることが有効である。 【今後の検討課題等】 ・委員からは、悪意の第三者に対しては監視の強化や取り締まりが一番効果的であるなどの意見がある。 ・限られた人員の中での効率的な行政パトロールの方策について検討が必要である。 【基本的な方向性】 ・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況を把握する必要がある。 【今後の検討課題等】 ・現場標識の掲示の徹底、届出済シールの添付など、行政の現場状況把握が容易にできるような仕組みについて検討を行う必要がある。 【基本的な方向性】 ・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、届出情報等について関係する行政部局間(建設部局・環境部局)において情報共有等の連携がなされることが重要であるが、個人情報保護等を理由に、必ずしも情報共有が十分でないケースが見受けられる。 【今後の検討課題等】 ・行政における情報共有等の連携がスムーズになされる方策について検討する必要がある。
III)横断的取組						
○	○	(1)関係者の連携強化	①分別解体、再資源化に係る情報提供について	・都道府県等では、分別解体等及び再資源化等に係る情報をインターネット等で提供しているところがある。[P71]	・分別解体及び再資源化に係る情報提供の充実が必要ではないか。	【基本的な方向性】 ・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、関係者の間で建設リサイクルに関する意志の疎通や情報交換が十分に行われるよう、分別解体や再資源化に係る情報を関係者間で共有、活用できるようにすることが重要である。 【今後の検討課題等】 ・分別解体や再資源化に係る情報の共有、活用方策について具体的に検討する必要がある。
○	○	(2)理解と参画の推進	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実について	・建設副産物リサイクル広報推進会議等により、建設リサイクル法の周知・啓発活動が実施されている。[P72]	・一般市民を含む関係者に対する、建設リサイクル法の周知・啓発の一層の充実が必要ではないか。	【基本的な方向性】 ・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化及び適正処理並びにそれらに必要な費用の負担について高い理解、意識を有することが重要であるが、必ずしも国民の建設リサイクルへの理解、意識は高いとはいえず、建設リサイクル及び建設リサイクル法の遵守に関する周知・啓発活動の一層の充実を図る必要がある。 【今後の検討課題等】 ・周知・啓発に係る具体的な方策について検討する必要がある。

(参考)

○	○	・発生抑制	・これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心となっている。 ・高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいる。 ・新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。 〔「建設リサイクル推進施策に係る方策(案)」(H20.2)より抜粋〕	循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。このため建設分野においても、まず、資源投入量と最終処分量の最小化により一層努めていくべきであり、建築物や構造物の長寿命化などによる発生抑制の取り組みや他産業に由来するものも含めた再生資材の利用を推進するべきである。 〔「建設リサイクル推進施策に係る方策(案)」(H20.2)より抜粋〕
○		・再使用・再生資材の利用	・産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。 ・仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。 ・再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと100%近いものを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。 ・これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。 〔「建設リサイクル推進施策に係る方策(案)」(H20.2)より抜粋〕	